

別表第1(第3条関係)

被評価者	評価者	調整者	実施権者
事務局長	委員長	—	委員長
課長相当職の職員	事務局長	委員長	委員長
室長相当職の職員	総務課長	事務局長	事務局長

別表第2(第15条関係)

苦情相談員	総務課企画官
苦情処理窓口	総務課企画官
審理機関(決裁権者)	総務課人事評価担当(総務課長)